

大阪市会基本条例案

目 次

前 文

第1章 総 則（第1条）

第2章 議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会の活動原則（第4条）

第4章 議会と市民との関係（第5条－第13条）

第5章 議会と市長等との関係（第14条－第19条）

第6章 議会の機能強化（第20条－第28条）

第7章 自由討議と政策討論会（第29条・30条）

第8章 最高規範性（第31条・第32条）

附 則

大阪市会は、日本国憲法に基づき、直接選挙によって市民から選ばれた議員からなる議事機関であり、意思決定機関であって、その権限と役割の正当性は、すべて市民に由来する。

したがって、大阪市会は、広くその情報を市民に公開し、その活動の透明性、公正性を図り、市民に対して十分な説明責任を果たさなければならない。

また、市民のための真の住民自治を実現するためには、自由言論の府として、議員間の自由闊達な討議を行い、その英知を結集し、立法機能を發揮して自ら政策を立案し、その実現を目指さなければならない。

更に、議会はその監視機能を強化し、二元代表制の下、独任制の執行機関である市長その他の執行機関と独立対等の立場で対峙し、これを適正に監視しなければならない。

大阪市会は、これらの理念と責務を全うすることを全ての市民に対して誓約するとともに、市民のために日本国憲法に定める地方自治の本旨をいかに実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民から負託を受けた議員が、議員としての良心に基づき、議員及び議会の活動原則を定め、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下、「市長等」という）との関係を明らかにするとともに、議会の政策立案、法制機能及び市長等の監視機能を強化し、その他の議会における基本的事項を定めることにより、現在及び将来の市民に対し、言論の府としての議会の本来的役割と責任を果たし、地方自治体としての自己決定と自己責任の原則を実現

することを目的とする。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第2条 議員は、市民の代表として市民から負託を受けた公職にある者として、次の基本原則に基づき活動する。

- (1) 議員は、市政に関する深い教養の保持と高い政治倫理の陶やに努め、広い視点と長期的展望を持って、現在及び将来の市民のために行動すること
- (2) 議員は、誠実かつ公正にその職務を遂行するとともに、自らの議会議行動に対して、市民に対する説明責任を果たすこと
- (3) 議員は、言論の府である議会の構成員として、議員間の自由かつ充実した討議を重んじること
- (4) 議員は、地方自治における議決機関である議会の構成員として、政策立案能力を向上させ、積極的な条例提案に努めるとともに、市民本位の立場から市長等を監視すること

(会派)

第3条 議員は、議会における活動を円滑に行うため、同一理念を共有した他の議員と結成する政策集団としての会派を結成することができる。

2 会派は、市政に関する調査研究、政策立案を行い、その意思を表明することができる。

第3章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市民の代表である議員からなる議決機関として、次の基本原則に基づき活動する。

- (1) 議会は、政策立案機能を強化し、議員間の充実した審議と討議を重んじること
- (2) 議会は、徹底した情報公開の下、市民に開かれた議会運営を行い、市民に対する説明責任を果たすこと
- (3) 議会は、市長等に対する監視機能、調査機能を強化すること

第4章 議会と市民との関係

(市民参加)

第5条 議会は、市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民による議会活動への参加の機会を積極的に設けるものとする。

(情報公開)

第6条 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報公開を徹底し、その透明性、公正性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議等の公開)

第7条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という）、第30条に規定する政策討論会を原則として公開する。

(広報の充実)

第8条 議会は、広報紙の発行、ウェブサイト、インターネット中継、その他日々発達する通信情報技術を積極的に活用し、議会活動について効果的、効率的な広報の充実に努めるものとする。

(傍聴)

第9条 議会は、本会議、委員会及び政策討論会について、原則として、市民に傍聴の機会を与えなければならない。

2 議会は、本会議、委員会及び政策討論会について、事前にその日程、議題等を市民に公開する。

3 議会は、本会議、委員会及び政策討論会について、傍聴する市民にわかりやすい運営、議事進行に努めるものとする。

(議会報告会)

第10条 議会は、市民に対する議会報告会を、少なくとも年1回開催する。

2 議会報告会に関して必要な事項は、議長が別途定める。

3 議会は、議会報告会において、市民の意見を聴取し、市政に反映するよう努めるものとする。

(公聴会、参考人等)

第11条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を委員会において積極的に活用し、広く市民の意見を聞き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、議会が設置する委員会以外の会議において、公聴会制度に準じた聴聞会、熟議会等の広く市民の意見を聞く制度を実施することができる。

3 聴聞会、熟議会等の制度内容については、議長が別に定める。

(休日・夜間議会)

第12条 本会議及び委員会は、市会運営委員会の協議により、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）で定められている市の休日（以下「休日」という。）又は夜間に開催することができる。

2 休日、夜間議会を開催する場合、市長等は、会議に出席する職員以外の職員に対し、議会对応のための不必要な時間外勤務、休日勤務を行わせることのないように配慮するものとする。

(広聴広報会議の設置)

第13条 議会は、議会における広聴広報機能の検証及び充実を図ることを

目的とし、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

第5章 議会と市長等との関係

(市長との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、同じく市民から選挙により選出された独任制の機関である市長と対等の立場において、市長等の事務執行を監視、調査し、自ら政策立案を行い、議事機関としての役割を果たすものとする。

(一問一答方式)

第15条 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

(反問権)

第16条 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等及び参考人は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(市長の政策形成過程の説明)

第17条 市長は、市政に関する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）を議会に提案するときは、次に掲げる政策等の決定過程を説明しなければならない。

- (1) 政策等を必要とする事実とその根拠
- (2) 他の政策等との比較検討等、当該政策等を提案するに至った経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の予測効果及びコスト

(議決事件)

第18条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 姉妹都市若しくは友好都市の提携等

(予算及び決算の説明)

第19条 議会は、市長等に対し、予算編成過程において、議会が必要とする資料等の提供を求めることができる。

- 2 議会は、市長が予算を議会に提出し又は決算の認定に付するにあたり、市長等に対し、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するよう求めることができる。
- 3 市長等は、予算の編成にあたっては、議会の政策提案の趣旨を尊重しなければならない。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第20条 議会は、市長等の事務執行の監視、調査機能を強化するとともに、政策立案機能を強化する。

2 議会を構成する議員は、積極的な条例提案に努めるものとする。

(本会議中心主義)

第21条 議会は、本会議を重んじ、議会に提案された議案等は、本会議にて審議することを原則とする。

2 議案等を委員会付託するかどうかの判断は、市会運営委員会の協議により定める。

3 市会運営委員会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

4 委員会において議案等を審議するにあたり、答弁を行う理事者は、原則として部長級以上の職員とする。

5 委員会の事前調査制度は、これを廃止する。

(定例会及び会期)

第22条 定例会の回数は、年2回とする。

2 定例会の会期は、150日間とする。

3 定例会において、議員は、本市の市政一般について、市長等の見解を求め一般質問を行うことができる。

(予算決算常任委員会の設置)

第23条 本市会において予算決算常任委員会を設置する。

2 本市会における予算（補正予算を含む）及びこれに関するもの、決算及びこれに関するものについては、全て予算決算常任委員会が所管する。

(附属機関の設置)

第24条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第25条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用するものとする。

2 議会は、市政に関して専門的事項に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

3 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

4 第2項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会局)

第26条 議会は、法第138条に基づく事務局として議会局を設置する。

- 2 議会局は、議会の政策立案機能、法制機能を強化すること、市長等に対する監視機能、調査機能を強化すること及び効率的な議会運営を確保することを目的とする。
- 3 議会局は、議長の指揮監督の下、議会に関する事務を執行する。
- 4 議会は、専門的な知識経験を有する者を任期を定めて議会局職員として採用するなど、議会局の体制強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

(適正な議会費の要請)

第28条 議会は、議会の本来的役割と責任を全うするために、適正な議会の活動費を確保すべく、議会費の予算要望書を自ら作成し、市長に提出することができる。

2 市長は、予算編成にあたり、前項の予算要望を尊重しなければならない。

第7章 自由討議と政策討論会

(自由討議)

第29条 議会は、言論の府であることを重んじ、議員相互間の自由討議の機会を確保しなければならない。

2 議員は、本会議、委員会及び政策討論会その他の会議において、議員相互間の自由討議を積極的に行うものとする。

(政策討論会)

第30条 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるときは、議員間の討議を行う場として、議員で構成する政策討論会を開催することができる。

2 前項の政策討論会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 最高規範性

(最高規範性)

第31条 この条例は、議会についての最高規範であって、議会及び議長は、この条例に反する条例、規則及び規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する法令の条項を解釈し、運用する場合において、この条例の趣旨に照らして解釈、判断しなければならない。

(改正手続)

第32条 議会は、この条例を改正するにあたっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。